

佐賀県有明海区漁業調整委員会 告示第2号
 松浦海区漁業調整委員会

海区漁業調整委員会事務局設置規程（昭和52年 佐賀県有明海区漁業調整委員会 告示第1号）の一部を次のように改正する。
 松浦海区漁業調整委員会

平成29年3月31日

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長 徳 永 重 昭
 松浦海区漁業調整委員会会長 川 寄 和 正

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（文書の管理） 第6条 略</p> <p>（補則） 第7条 委員会の職員の服務その他必要な事項については、この規程に定めるもののほか、知事部局に準ずるものとする。</p>	<p>（文書の管理） 第6条 略</p> <p><u>（人事評価）</u> 第7条 事務局の職員の人事評価については、<u>佐賀県職員人事評価規程（平成29年佐賀県訓令甲第5号）の規定の例により行うものとする。</u></p> <p>（補則） 第8条 <u>事務局</u>の職員の服務その他必要な事項については、この規程に定めるもののほか、知事部局に準ずるものとする。</p>

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。